

第 1 回検討会後の委員からオブザーバーへの質問と回答

表 1 第 1 回検討会後の委員からオブザーバーへの質問と回答（JWPA 宛・6 件）

No.	質問者	宛先	質問内容
1	片谷委員	JWPA	条例の規模要件について 地方公共団体の考え方に委ねる趣旨のご回答でしたが、たとえば愛知県方式だと、1 万～5 万 kW はすべて条例対象になりますし、もし地方公共団体が規模要件引き上げをしない場合は、実質的に要件緩和にならないともいえますが、その点をいかがお考えでしょうか。
2	片谷委員	JWPA	諸外国のうち、規模要件が小さい国との比較について カナダやオランダのように、日本と同レベルか、より小さい規模要件を設けている国もありますが、それらの国ではやはり風力発電が増えないような傾向が見られていますでしょうか。あるいはアセス制度上の工夫などによって、風力発電が促進されているようなケースもあるのでしょうか。
3	田中委員	JWPA	規模要件緩和の根拠について 貴団体の資料(スライド) 8 p において「環境アセスの規模要件の見直し」を要望事項として掲げ、具体的な規模水準として「対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第 1 種事業 50,000kW 以上」に見直していただき、その上で、スクリーニングを有効に活用する制度とすべき」とあります。 これまで第 1 種事業を 1 万 kW として法制度を運用してきましたが、これを一挙に 5 倍の 5 万 kW の規模に引き上げることに伴い、1 万 kW 以上で 5 万 kW 未満の規模ゾーンの事業に対して、どのような対策をお考えでしょうか。
4	勢一委員	JWPA	スクリーニング（資料 3-1 の 9 頁）について 法アセス対象を 5 万 kW 以上とした場合、スクリーニング対象を 1 万 kW 以上と例示していますが、1 万 kW 以上を第 2 種とする趣旨でしょうか。
5	山本委員	JWPA 自然エネ	簡易なアセスメントとスクリーニングの導入について 第 1 種事業の規模要件を現在の 1 万キロワットから 5 万キロワットに変更し、アセス法施行以降のカバー率が 98.6%から 79.4%に減少したとしても、約 80%のアセスは、現状と同じ期間がかかることになるのではないかと。さらに、時間短縮のための方策として、ご提案の簡易なアセスメントとスクリーニングの導入が必要と考えられる。しかし、スクリーニングは、現状はアセスの実施の要否判定でしかない。スクリーニングに要否判定のみならず、簡易なアセスメントの選択判定を持たせる方策を提案する必要があるのではないかと。
6	山本委員	JWPA	自主アセスの位置づけと公表について 第 1 種事業の規模要件が 50,000kW 以上となった場合、2 種事業のアセスや条例のアセスにかからない部分については、自主アセスが法令を補完する重要な役割を果たすと考えられる。その際、自主アセスの位置づけというものが明確になる必要があると思われる。現在は、事業者の自主的な取り組みとしての位置づけであって特に拘束力のない

No.	質問者	宛先	質問内容
			ものにとらえられているのか？ また、事業の円滑な推進のためにも、関係住民との合意形成のためにもアセス情報の提供（公表）が重要と考えられるが、それは業界団体内で義務化の統一を図るという考えもあるのか？

No.	回答
	5 万 kW（数値）の要望根拠について 「現行の対象事業規模（第 1 種事業：1 万 kW 以上）を見直し、対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第 1 種事業 5 万 kW 以上」に見直しいただき、その上で、スクリーニングを有効に活用する制度とすべきである。」という要望の数値（5 万 kW）の根拠としまして、前回会合の説明と重複しますが、以下に記載の観点から要望させて頂いております。 1. 風力発電事業に係る法アセス実施件数は、法対象化の施行後約 8 年が経過している現在、環境省資料（第 1 回再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会・資料 2）に示されているように手続終了 115 件、手続実施中 313 件と、制度施行後 20 年余を経ている他の発電事業の火力発電、原子力発電、水力発電等）と比較して実施数が極めて多い状況が生じています。また、他の事業種である道路、鉄道、面整備事業等との比較においても風力発電の実施件数は圧倒的に多く、その特異性は際立っています。開発と環境との両立に向けた公正な競争環境のもと、環境配慮が徹底した健全で風力発電事業の早期拡大を図るために、このように事業種間で不平等が生じている現行制度の仕組みを早急に改善していただくようお願い申し上げます。 その際、他の事業種との適正なバランス等の観点からみて、例えば、法アセス対象事業の発電量が、その事業種全体の発電量のどの程度の範囲をカバーするかといった「カバー率」に基づき判断して、制度化に際してベンチマークとした水力発電事業のカバー率 84%を参考として 80%～85%程度と設定すると、風力発電容量 5 万 kW 以上が適正な水準であります。 2. 新規の風力発電所 5 万 kW の直接的な改変面積は、単機出力規模にもよりますが、弊協会の試算では現在の標準的な 1 基当たり 3000～4000kW のケースで土地約 0.8～1ha 程度と算出されます。加えて、実際には風車周辺に一定の風向等の影響を緩和する空間を設ける必要があること、新規の工事用道路等の造成面積を確保する必要があることを加えると、おおよそ 1 基当たり平均 4ha ほど（上記数値の 4 倍程度）になると推定されます。さらに工作物が空間的な影響を及ぼすことを加味すると、1 基当たり 8ha 程度の影響面積になると考えられます。 これをもとに、現在の法アセスの規模要件 1 万 kW をみると、単機 4000kW の風車を 2～3 基設置することになり、これは面積要件に換算して 20ha 程度に相当します。法アセスの面開発事業は 100ha を目安としていることから、これを基数に換算すると 12～13 基程度であり、1 基当たり 4000kW で発電容量 5 万 kW 程度になると考えます。 3. 法アセス手続に要する事業コストは、発電事業種では約 1 %程度であり、例えば火力発電の場合では設備投資額に対するアセス費用の割合は 1 %未満といわれています。また、一般的な風力発電事業では、法アセス手続に要する費用は約 1.3 億円と試算され、その総事業費は約 130～150 億円で相当します。このような観点から、風力発電所の建設単価を約 30 万円／1kW として、発電容量 5 万 kW の風力発電事業は約 130～150 億円の建設費を要することを前提とすると、法アセスに係る風力発電の規模要件は 5 万 kW が妥当と考えます。

No.	回答
	4. 風力発電を環境アセスメント手続の対象としている諸外国をみると、アメリカとイギリスでは規模要件 5 万 kW を目安としています。アメリカは国土が広大であり、アセス制度の仕組みも日本と条件が異なりますが、イギリスの場合は、国土は我が国と同様に海に囲まれ、国土面積は日本の約 64%であることから、共通の条件を有しています。これを考慮にすると、今後の風力発電事業の普及・拡大を加速するために、イギリスと同等の規模要件が妥当であると考えます。

注：1. 質問の記載順は、同様な内容をまとめて示した。

2. JWPA は（一財）日本風力発電協会、自然エネは（公財）自然エネルギー財団を示す。

3. 質問内容及び回答の記載は、原文通りとした。

表2 第1回検討会後の委員からオブザーバーへの質問と回答（自然エネ宛・3件）

No.	質問者	宛先	質問内容
1	山本委員	JWPA 自然エネ	簡易なアセスメントとスクリーニングの導入について 第1種事業の規模要件を現在の1万キロワットから5万キロワットに変更し、アセス法施行以降のカバー率が98.6%から79.4%に減少したとしても、約80%のアセスは、現状と同じ期間がかかることになるのではないかと。さらに、時間短縮のための方策として、ご提案の簡易なアセスメントとスクリーニングの導入が必要と考えられる。しかし、スクリーニングは、現状はアセスの実施の要否判定でしかない。スクリーニングに要否判定のみならず、簡易なアセスメントの選択判定を持たせる方策を提案する必要があるのではないかと。
2	片谷委員	自然エネ	アセス簡易化の方法について アセス簡易化には基本的に賛成する立場ですが、貴財団で主張されている簡易化の方法は、(1)予測評価項目の削減、(2)現地調査期間や対象範囲の縮小、(3)アセス手続きの簡略化（方法書の省略など）(4)縦覧期間などの広報期間の短縮、(5)審査会開催回数の削減、(6)それ以外、のうちどこに重点を置かれているのでしょうか。
3	山本委員	自然エネ	アセス図書の公開について アセス図書が公開されることは望ましい。しかし、アセス図書は著作物であるので、著作権者の権利を保護するための著作権法があり、かなり手厚く権利者が保護されている。事業者の自主的な取り組みとしてのアセス図書公開以外に、ある程度義務的に公開をしてもらう方策はないのか？

No.	回答
1	問い合わせをいただき、ありがとうございます。事業者との議論の中では、8割のカバー率は、問題がない、とのことでした。規模そのものが大型化しますので、案件数そのものは減って参ります。なお、残る8割のアセスについても合理化・迅速化が必要であり、こちらも規模要件の変更と同時に取り組まれる必要があると考えております。 スクリーニングに簡易アセスの選択判定を持たせることも可能かと存じますが、他方で、現在のスクリーニングは、基本的には経産省の管轄となるため、エネルギー環境事業の観点から、経産省と環境省が同程度の権限を持つ形とし、両者を統合したようなスクリーニング・簡易アセスという方法を模索することが必要です（その場合、スクリーニング制度の見直しが必須であり、アセスメント的な概念を取り込む必要があります）。
2	ご質問ありがとうございます。簡易アセスについては、基本的には、アセスメント手続き全体としての簡素化、短期化を行うべきと考えております。例えば、配慮書の省略、事業の場所に応じた参照項目の取捨選択、調査を予測（文献）などで簡略化するなどが考えられます。同時に、地域との対話、情報の公開は、義務づけ、あるいは義務づけに近い位置付けが必要と存じます。
3	ご質問ありがとうございます。立法側ではないので、わたくしの立場ではなかなかお応えしにくいところもございますが、基本的には義務的な公開が必要と考えております。具体的には、報告書、評価書は常備閲覧可能な状態にすることが必要と思います。

注：1. 質問の記載順は、同様な内容をまとめて示した。

2. JWPAは（一財）日本風力発電協会、自然エネは（公財）自然エネルギー財団を示す。

3. 質問内容及び回答の記載は、原文通りとした。

表3 第1回検討会後の委員からオブザーバーへの質問と回答（NACS-J宛・2件）

No.	質問者	宛先	質問内容
1	田中委員	NACS-J	規模要件と土地改変面積との関係について 貴団体の発表スライド5pに、風力発電規模5万kWの場合に、1基5000kWを10本、土地改変面積20haとなる試算値が示されています。この考え方、計算根拠について教えてください。また、この場合の「土地改変面積」は、発電所アセスの環境影響評価手続きにおける「事業実施区域面積」とは異なると考えてよいのでしょうか。
2	片谷委員	NACS-J 野鳥の会	アセス手続き期間について 自然保護のため、現行のアセス制度の維持を希望される趣旨と理解いたしましたが、一方で再生可能エネルギーの必要性も支持されるお立場である旨のご発言もありました。自然保護と再エネ推進の両立に向けて、自然保護推進のお立場から、アセス制度の改善に関連するご提案をいただくことはできますでしょうか。

No.	回答
1	環境省が平成30年度に設置した「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」の第5回資料1（環境省http://assess.env.go.jp/files/0_db/contents/4645_01/siryou_1.pdf）に掲載されている情報（P12の出力規模当たりの平均改変面積、P19のTechnology Roadmap wind energy, 2013, IEA）を参考に、分かりやすい数値で仮に設定をした。土地改変面積は4万kW～7万kWの数値の平均値を、2規模は2015～2020の予測規模5,000kWを参考にした。その図の出典が、「平成30年9月時点、法アセスの対象となる風力発電事業のうち、準備書又は評価書まで至った案件を環境省で集計」と記載されているので、「事業実施区域面積」と意味していると思われる。
2	再生可能エネルギーの推進は地球環境保全の観点からも推奨されることである一方、狭い日本の国土のなかで自然環境への多大なる影響が懸念される状態での導入は行うべきではなく、そのためにも環境アセスメントの果たす役割は大きいと考えている。しかし、現在の「配慮書」では計画段階の適正な立地の検討としての機能が果たされているとはいえず、再生可能エネルギーの導入に対する社会的合意形成をうながすために、以下の点を10年以上前から一貫して提案をしてきた。 ① 戦略的環境アセスメントの導入 ② ゾーニングによる立地の適正化 ③ 重要な環境情報の提供による計画段階の回避 上記の中でも、②に関連して、今国会で改正予定の「温暖化対策法」で自治体が主導したゾーニング仕組みが盛り込まれることが期待されている。その上で、いかにして全国的に視点に立った自然環境保全に配慮した再生可能エネルギーの導入が図れるのか、社会的合意形成が図れるのか、環境保全の観点から第三者的なチェックや助言の担保ができる仕組みの構築が出来るかが重要なポイントである。 また、風力発電のアセス手続きに対応するにあたり、アセス図書がインターネットでも縦覧されるようになったが、「印刷ができない」、「ダウンロードができない」、「縦覧期間後には見られなくなる」といった状況は、意見を述べようとしている人々の障害となっており、そのこと

No.	回答
	により事業自体の不信感にもつながっている。またこのような事態は住民との合意形成だけでなく、情報の蓄積、累積的影響の検討などの点から早急に改善すべきことである。

注：１．NACS-Jは（公財）日本自然保護協会、野鳥の会は（公財）日本野鳥の会を示す。

２．質問内容及び回答の記載は、原文通りとした。

表4 第1回検討会後の委員からオブザーバーへの質問と回答（野鳥の会宛・2件）

No.	質問者	宛先	質問内容
1	片谷委員	NACS-J 野鳥の会	アセス手続き期間について 自然保護のため、現行のアセス制度の維持を希望される趣旨と理解いたしましたが、一方で再生可能エネルギーの必要性も支持されるお立場である旨のご発言もありました。自然保護と再エネ推進の両立に向けて、自然保護推進のお立場から、アセス制度の改善に関連するご提案をいただくことはできますでしょうか。
2	田中委員	野鳥の会	バードストライクの状況について 風力発電所が環境に与える影響の一つとして、鳥の衝突事故(バードストライク)が挙げられ、貴団体の発表スライド5～8pにその状況が紹介されています。これについて、以下の点を確認させてください。 1. スライド6に、2020年3月までの日本のバードストライクの状況(数値)が種類別に示されています。 (1) このデータ(全体580羽)は、過去何年間の数字でしょうか。 (2) ここに示すバードストライクのデータは、風車に起因する数値のみをまとめたものですか、あるいは風車も含めた様々な建造物等への衝突に起因するものを整理したものですか。バードストライクの要因としては、風車のほかにどのようなものがあるでしょうか。 (3) バードストライクの鳥の中で、一般種も含めてオジロワシが突出して多くなっていますが、その原因はどのようなものとお考えでしょうか。 2. スライド7に、風力発電施設の規模別・立地環境別のバードストライクの状況が示されています。 (1) 青丸で示されている「海岸平地」の場合は「2～3万k」の規模で、他の規模ゾーンの3～30倍程度の大きな数字となっており、「山地」の場合は「0.75～1万kWまたは0.75未満」のゾーンで、他の規模ゾーンの2～5倍程度の大きさになっています。このように特定の規模ゾーンで際立ってバードストライク数値が増大する現象が生じていますが、この要因や説明はどのようにお考えでしょうか。 (2) とくに「山地」のケースでは、風力発電サイトの規模が大きくなるとバードストライクが減少し、サイト規模が小さくなるとバードストライクが増加する傾向にあるように読み取れますが、どのように理解できるでしょうか。風力発電規模と、バードストライク発生の際に、何らかの傾向があると解してよいでしょうか。

No.	回答
1	ご質問ありがとうございます。自然保護と再エネ推進の両立に向けて必要なアセス制度の改善について、下記のようにご提案させていただきます。 ・アセス図書を第三者等による二次利用可能なものにする…事業者や研究者等がこれまで事業者が蓄積してきたデータを利用、解析をすることで、事前のアセスによる影響の予測精度を高めることができます。それにより、予測の不確実性の高さからくる環境影響に対する懸念が少なくなる可能性もあります。

No.	回答
	・事業者による事後調査の実施を義務付ける（努力義務ではなく）…事後調査を実施し、その結果を分析することで、事前の立地選定に有用な情報を得られ、また、順応的管理等の保全措置のあり方も検討可能となります。 ・累積的影響評価の実施を義務付ける…風力発電等の導入が進む中で、現在すでにその状況が発生している地域もありますが、同じ地域内で複数の風力発電が建つ、または計画が出てくることが増えると予測します。その際、事業者が自己の案件ごとに影響予測を行っても、地域全体の自然環境にどのような影響を与えるかを予測することはできません。また、それらの影響を適切に予測できないと、地域住民等との紛争の発生が増加することも考えられるので、適切な累積的影響評価の実施が必要となります。そのためには、アセス図書を二次利用可能なものにする必要があります。 ・環境大臣等の権限強化…現在、アセス法は手続法であって規制法ではないため、事業者が行った環境影響の予測結果や地域住民等からの意見に基づいて、環境大臣または知事が事業の中止を求めることはできません。これについて、環境大臣や知事が事業を中止する権限を持つことで、配慮書段階で環境影響が大きいと予測された地域では風力発電等の導入が進まない一方、影響が軽微と予測される地域での導入が進むようになる可能性があり、風力発電の導入促進と自然環境保全との両立が進みます。また、いかに地域住民等による環境紛争を起こさないか、という事業者側の配慮も進むと考えます。 ・戦略アセスの導入の必要性…欧州でも EU 加盟国は戦略アセスの実施をアセス指令により義務付けられていますが、しかし、それにより風力発電等の導入が進んでいるという側面があります。ゾーニングにより促進地域や環境保全地域などがあらかじめ区分けされていることにより、事業者は初期の立地選定や現地調査にかかるコストを削減することができるからです。 ・送電線設置を対象事業にする…現在、これからたくさん建設される風力発電施設で発電した電力を都市部に供給するための長大な送電線の整備事業が進んでおり（例：北海道北部風力送電）、今後は風力発電の導入拡大に伴って、そのような整備事業が増えると予想されます。このような長大な送電線の設置が周辺地域の自然環境や生活環境に対して何らかの影響を及ぼすのではないかと、地域住民等から不安の声が上がっています。それを解消するためにも、適切に影響を予測、評価し、その結果を地域住民等に十分に説明することが重要です。
2	ご質問ありがとうございます。いただきましたご質問について、下記のように回答させていただきます。 ・1. (1)について…この 580 羽という数字は、2002 年に長崎県五島市（福江島）で 1 羽のバードストライクによる死骸が発見されて以降のものなので、過去約 18 年間の記録ということになります。衝突事故数の 1/3 は当会員などにより偶然発見された死骸の数、残り 2/3 は環境省や NEDO による事後調査事業により発見された死骸の数です。環境省や NEDO の調査は長期間または長時間によるものではないにもかかわらず、バードストライクによる死骸が多く発見されています。 ・1. (2)について…580 羽という数字はすべて、風車に起因して発生したと考えられる死骸の数です。当会員らにより発見された死骸は、風車のローター直下またはそのごく周辺で、風車ローター等に衝突した痕跡があるか、天敵等に襲われた痕跡のないものを風車へのバードストライクによるものと判断しています。環境省や NEDO のものは、それぞれの判断基準によるものと考えます。 風車以外へのバードストライクでは、電線、自動車や列車などの車両、ビルや住宅の窓ガラス、灯台、太陽光パネルなどがあると考えます。

No.	回答
	• 1. (3)について…バードストライクが起きている鳥類の中でオジロワシが多い主な要因は、生態的な要因です。猛禽類は地面等を見ながら飛翔する探餌中に衝突事故が多いのですが、オジロワシは風車のローター高と同程度の高さ（高度M）で飛翔しながら探餌することが多いので、そのせいと考えられます。また、オジロワシが多く生息する北海道の陸上風車は沿岸部に建っていることが多いのですが、そういった場所、特に海食崖周辺はオジロワシの数が多く、また、探餌によりくようするため、バードストライクの発生確率が高くなります。その他の要因としては、オジロワシが天然記念物や環境省の保護増殖事業の対象種となっていることもあり、北海道苫前町の夕陽ヶ丘風力発電所（撤去済）のように、オジロワシに特化した死骸探索業務が行われていたことにより、多くバードストライクが確認されたという要因もあります。 • 2. (1)について…ここにある数字は、各調査サイトでの調査バイアス（死骸持去率、調査員による死骸発見率および見落率）を考慮した死骸補正数を用いて算出した数字です。お示ししたデータでは、海岸平地では2～3万kWで、山地では0.75～1万kWまたは0.75kW未満でバードストライクが多いようにみえるのですが、しかし、実際に取得したNEDOが取得したデータによると、規模による傾向の違いは捉えられず、特定のサイトで死骸数が特に多くなるなど、傾向が捉えにくい結果となっています。 • 2. (2)について…ここにある数字は、各調査サイトでの調査バイアス（死骸持去率、調査員による死骸発見率および見落率）を考慮した死骸補正数を用いて算出した数字です。それによれば、山地に比べて平地・海岸で死骸数が多い傾向が見られ、また、おっしゃるように、山地では風力発電施設の規模が大きくなるにつれて、死骸数が減少する傾向があるように見えます。しかし、上記2. (1)への回答と同様、実際に取得したデータを見てみると、規模による傾向は捉えられず、また、立地環境別に死骸数を比べると、平地に多い傾向が得られてはいますが、規模別においては特定のサイトで死骸数が特に多くなるなど、傾向が捉えにくい結果となっています。その理由は、風車が立地する地域を利用している種に依存し衝突事例に差があるためです。そのため、今後はそれらの状況を把握したうえで、適切に予測、評価を実施することが望まれます。

注：1. NACS-Jは（公財）日本自然保護協会、野鳥の会は（公財）日本野鳥の会を示す。

2. 質問内容及び回答の記載は、原文通りとした。

表 5 第 1 回検討会後の委員からオブザーバーへの質問と回答（愛知県宛・1 件）

No.	質問者	宛先	質問内容
1	田中委員	愛知県	風力発電規模要件の緩和時における必要な措置について 貴団体の資料(スライド)11 p において、「アセス手続が不要となる事業について、環境配慮の取組・環境保全措置、住民とのコミュニケーションの確保を担保する仕組みの構築」とありますが、この内容について、例えば、この仕組みはどこが制定することをお考えですか。国でしょうか、県でしょうか。想定されている仕組みの根拠づくり、仕組みの制定主体、運用の仕方など、具体的に教えてください。

No.	回答
1	「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」の議論を踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、アセス法における風力発電所の規模要件が緩和されることを前提に、意見を述べました。 全国において、風力発電所や太陽光発電所の設置は、環境問題や住民とのトラブルに発展しているケースがあります。 愛知県においても、アセス規模要件未満の再生可能エネルギー（風力）発電設備が FIT 認定され、住民等とのコミュニケーションも図られないまま、住宅に近接して建設されたことから、事業開始直後から反対運動へと発展するとともに、稼働後には、騒音やシャドー・フリッカーの被害、自然景観の阻害など、生活環境及び自然環境に影響を及ぼす事案がありました。 このようなことから、規模要件が緩和されると、規模要件未満の事業が集中するとともに、トラブルが増加するおそれがあります。 本来、アセス対象であるか否かに関わらず、事業の実施に当たっては、地域の方々と共存・共栄を図ることが重要と考えます。 従いまして、規模要件の緩和に伴ってアセス手続が不要となる規模の事業については、これまで果たしてきたアセス制度の役割も踏まえつつ、生活環境や自然環境が犠牲にならないようにするほか、住民等とのコミュニケーションがおろそかにならないよう、それらを担保する仕組みを国において構築して頂きたいと考えています。 その仕組みの一案として、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT 制度）を活用することが考えられます。 風力発電施設の設置に当たっては、一部を除き、この FIT 制度に基づいて、事業者は、経済産業大臣に事業計画の認定申請を行っているものと認識しており、この事業計画において、環境保全や景観保全の観点からの適切な土地の選定・開発計画の策定、地域との関係構築などを遵守することが求められています。しかしながら、これらの遵守事項は努力義務にとどまっています。 従いまして、この制度を強化することでアセス法における規模要件の緩和を補完できるのではないかと考えます。（2022 年度開始予定の FIP 制度も同様。） 具体的には、事業計画の認定に当たって、事業者に対して、廃棄物処理法における処理施設設置許可申請などを参考に、存在・供用影響に特化した（工事影響を考慮しない）ミニアセス図書を作成・添付させ、環境保全の審査も十分に実施するとともに、ミニアセスで実施することとした環境配慮の取組や環境調査結果に基づく環境保全措置を実施することや、住民説明会の開催など、住民等とのコミュニケーションを義務づけることなどが考えられます。 なお、ミニアセス図書については、他事例を参考とした定性的な予測とする等、更に簡素化した上で、事業着手後の環境調査でフォローすることなども考えられます。

注：1. 愛知県は、愛知県環境局環境政策部を示す。
2. 質問内容及び回答の記載は、原文通りとした。